

発委第6号

東浦町議会傍聴規則の一部改正について

東浦町議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年6月26日提出

提出者	東浦町議会議員	間	瀬	元	明
	東浦町議会議員	久	松	純	志
	東浦町議会議員	前	田	明	弘
	東浦町議会議員	三	浦	雄	二
	東浦町議会議員	山	下	享	司
	東浦町議会議員	秋	葉	富	士子
賛成者	東浦町議会議員	北	野	興	地
	東浦町議会議員	長	坂	知	泰
	東浦町議会議員	水	野	久	子
	東浦町議会議員	間	瀬	宗	則
	東浦町議会議員	大	川		晃
	東浦町議会議員	赤	川	操	恵
	東浦町議会議員	山	田	眞	悟
	東浦町議会議員	杉	下	久	仁子
	東浦町議会議員	森		靖	広

東浦町議会傍聴規則の一部を改正する規則

東浦町議会傍聴規則（昭和 46 年東浦町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（傍聴席の区分） 第 2 条 略 （傍聴券等の交付） 第 3 条 議会の議事を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名（報道関係者にあつては、所属する報道機関の名称及び所在地並びに自己の氏名）を受付に申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。 2 略 （傍聴人の制限） 第 4 条 一般席の傍聴人の定員は、31 人とする。傍聴人がこの定員に達したときは、議長は以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。 （傍聴席へ入ることのできない者） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1）銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者 （2）ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 （3）酒気を帯びていると認められる者	（傍聴席の区分） 第 2 条 略 <u>2 報道関係者席に入ることができる者は、議長の認める報道関係者に限る。</u> （傍聴券等の交付） 第 3 条 議会の議事を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年令を受付に申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。 2 略 <u>3 報道関係者で、議長から傍聴章の交付を受けた者は前項の規定にかかわらず、これを着用して傍聴することができる。</u> （傍聴人の制限） 第 4 条 傍聴人の定員は、32 人とする。傍聴人がこの定員に達したときは、議長は以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。 （傍聴席へ入ることのできない者） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1）酒気を帯びている者 （2）人に危害を加えるおそれのあるものを携帯する者 （3）旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを所持する

<u>(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u> (傍聴人の守るべき事項) 第7条 <u>傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</u> (1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u> (2) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (3) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (4) <u>写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。</u> (5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> (係員の指示) 第8条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第9条 略	者 (傍聴人の守るべき事項) 第7条 <u>傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</u> (1) <u>帽子、外とう等を着用しないこと。</u> (2) <u>飲食し、または喫煙しないこと。</u> (3) <u>私語し、又は談笑しないこと。</u> (4) <u>議場の言論及び行為に対し、言語、拍手等をもって批評を加え、又は可否を表明しないこと。</u> (5) <u>前各号に規定するほか、議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。</u> (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止) 第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。<u>ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</u> (係員の指示) 第9条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第10条 略
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本案は、地方自治法第130条第3項の規定に基づく会議の傍聴に関し必要な規則について、傍聴人の守るべき事項等を現在の社会情勢に合わせたものに改めるとともに、所要の改正を行うため提案するものである。